

石川県感染症予防計画（案）の概要について

1 策定の趣旨

感染症の予防のための施策を平時から総合的に推進するため本計画を策定
なお、今般、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症の発生に備えた体制の整備に関する記載を充実

2 計画の位置づけ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条に基づく法定計画

3 計画の期間

令和6年度から6年間（3年で中間見直し）

※能登半島地震後の医療提供体制を踏まえた検討については、今後の中間見直しの際に検討する

4 計画の主な内容

※新規項目、記載の充実項目に下線

■ 感染症危機管理体制の強化

- (1) 感染症の予防の推進の基本的な方向
 - ▶ 感染症連携協議会を設置し、関係者との連携を強化
 - ▶ 専門家の関与による平時からの感染症対策の推進
- (2) 発生の予防及びまん延防止のための施策
 - ▶ 感染症の発生動向の把握
 - ▶ 県民による感染予防と適切な医療の提供によるまん延防止
 - ▶ 正しい知識の普及等により感染者への差別を防止

■ 有事を想定した感染症対策の基盤整備

- (3) 情報収集・調査・研究
 - ▶ 発生届の電子データ化などDXを活用した情報収集と分析の強化
 - ▶ 新興感染症対応を担う医療機関による知見の収集・分析
- (4) 病原体等の検査の実施体制
 - ▶ 保健環境センター等における検査体制の整備と検査能力の向上
 - ▶ 民間検査会社や医療機関との平時における検査措置協定の締結
- (5) 人材の養成及び資質の向上
 - ▶ 国の各種研修への職員の参加促進、県による研修会や訓練の実施
 - ▶ 有事に保健所業務等を支援する人材を養成し確保する
- (6) 保健所の体制の確保
 - ▶ 有事を想定した計画的な保健所体制の整備

■ 協定締結等による医療提供体制の確保

- (7) 医療を提供する体制
 - ▶ 従来の第一種・第二種感染症指定医療機関の指定に加え、平時からの医療措置協定による計画的な医療提供体制(病床、発熱外来、自宅療養者への医療、人材派遣等)の確保
- (8) 移送のための体制
 - ▶ 消防機関と移送に関する覚書を締結
 - ▶ 民間事業者等の活用も含めた移送体制の整備
- (9) 宿泊施設の確保
 - ▶ 民間宿泊事業者等と平時からの確保措置協定を締結
- (10) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
 - ▶ 協定締結医療機関や関係団体と協力した健康観察の実施
 - ▶ 市町と連携し民間事業者を活用した生活支援

5 主な目標値

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、発生早期から体制を立上げ、コロナ対応の最大値の体制を目指す

※ 目標値：発生から1週間で立ち上げる体制(コロナの変異株前の最大流行である令和2年12月を想定)

発生から6か月以内で整備する体制(コロナ対応の最大値を想定)

区分	項目	目標値	
		発生から1週間	発生から6か月以内
入院	確保病床数	258床	533床
	うち重症者病床	35床	41床
発熱外来	発熱外来を実施する協定医療機関数	29機関	415機関
自宅療養者等への医療の提供	自宅療養者等へ医療を提供する協定医療機関数	—	499機関
人材派遣	協定医療機関からの派遣人材の確保数	—	160人
個人防護具の備蓄	個人防護具の備蓄を十分に行う協定医療機関数	協定医療機関の8割以上	
検査体制	検査の実施能力数(協定医療機関を含む)	400件/日 ^{注)}	5,000件/日
宿泊療養体制	協定による確保居室数	300室 ^{注)}	600室
人材養成	医療従事者等への研修・訓練回数	平時に年1回	
保健所の体制整備	保健所の感染症対応業務を担う人員確保数	249人	—

注)検査体制及び宿泊療養体制の目標値については、発生から1か月以内